

フィデリティ・ テクノロジー厳選株式ファンド

愛称:Jテック+

追加型投信／内外／株式

当ファンドは、特化型運用を行ないます。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

照会先

ナビダイヤル：**0570-051-104**

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.fidelity.co.jp/>

受託会社

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社



Fidelity
INTERNATIONAL

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	株式

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式(一般)	年1回	日本、グローバル(除く日本)	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社

フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2025年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

6兆4,009億円(2025年3月末現在)



■この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・テクノロジー厳選株式ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月16日に関東財務局長に提出し、2025年5月17日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。

ファンドの特色

わが国のテクノロジー関連企業(技術進歩や技術改良につながる、またはこれらから恩恵を受ける可能性のある商品、サービス等の提供、利用あるいは開発に従事していると判断される企業をいいます。)の上場株式を主要な投資対象とします。

●テクノロジー関連企業には、コンピュータ、半導体、電気機器、通信等の産業分野において製品またはサービスを開発、製造あるいは販売する企業が含まれます。

1

- ・ファンドは特化型運用を行ないます。特化型ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会の規則に定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在し、又は存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
- ・ファンドは、主に投資を行なう国内のテクノロジー関連企業の株式には寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

2

個別企業分析により、テクノロジー関連企業の中から成長力が高いと判断される企業(海外企業に投資することもあります。)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。

3

個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

4

株式への投資は、原則として、高位を維持し、信託財産の総額の65%超を基本とします。

5

日本のテクノロジー関連株指数であるFTSEジャパン・インフォメーション・テクノロジー・アンド・FTSEジャパン・エレクトロニカル・イクイップメント・ウィズ・モディファイド・キャップ・ウェイトイング・インデックスをベンチマーク(運用目標)とし、長期的に当該ベンチマークを上回る運用成果をあげることを目標とします。(ベンチマークとの連動を目指すものではありません。)

●当指数については、「5. 追加的記載事項」をご参照ください。

6

国内のテクノロジー関連企業の上場株式を主要投資対象としますが、信託財産の純資産総額の35%を上限として海外のテクノロジー関連企業の上場株式に投資することもあります。また、国内外の取引所に上場されていない株式等(未上場株式または未登録株式、普通株に転換可能な優先株式、その他の種類株式等)も含まれます。以下「未上場株式等」といいます。)に投資することもあります。

7

銘柄選択にあたっては、各企業およびその成功の可能性について、企業の財務状況および産業内における位置付け、経済・市場環境等に着目したファンダメンタルズ分析を行ないます。分析要因には潜在成長性、予想収益および経営状態が含まれます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

※運用担当者の変更等により、委託会社または委託先のグループ会社間へ運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)を追加する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

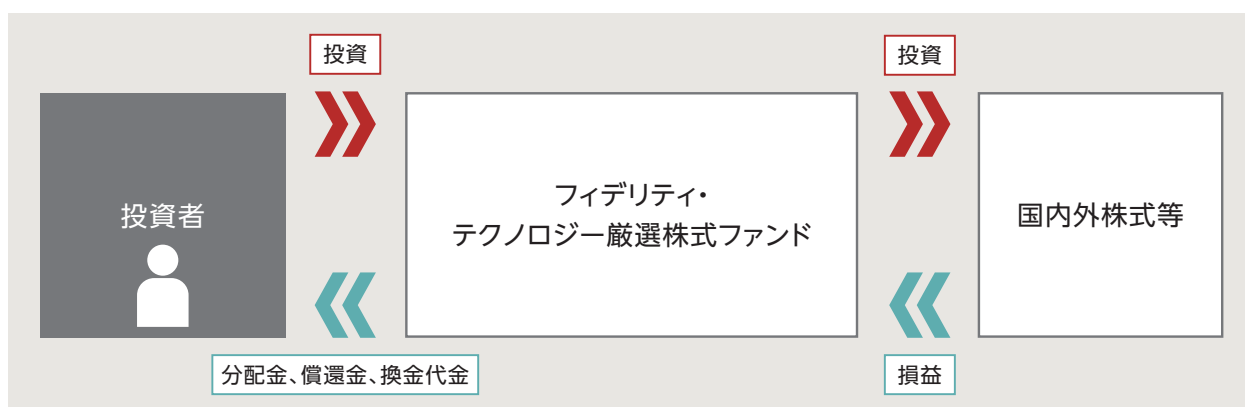
※2025年7月16日より未上場株式等への投資に関する記載が追加となります。

1. ファンドの目的・特色

運用プロセス



ファンドの仕組み



ファンドは主として国内外株式等へ投資を行ないます。

1. ファンドの目的・特色

主な投資制限

株式への投資割合	制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	信託財産の純資産総額の35%以内とします。
未上場株式等への投資割合	信託財産の純資産総額の15%以内とします。
一発行体等に対する株式等、 債券等およびデリバティブ等の投資制限	信託財産の純資産総額に対して、原則として、 35%を超えないものとします。

※2025年7月16日より未上場株式等への投資に関する記載が追加となります。

収益分配方針

毎決算時(原則2月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
特定分野投資のリスク	金利および経済動向、法制度などの市場環境が、特定分野(特定業種、特定規模の時価総額の銘柄等)に対して著しい影響を及ぼすことがあります。
未上場株式等への投資に関するリスク	未上場株式等は一般的に上場株式と比較して流動性が著しく乏しいため、売却時に直ちに売却できないことや不利な価格での取引を余儀なくされることなど、流動性リスクを含め各種リスクの影響を大きく受ける可能性があります。また、未上場株式等の評価額については、その時点で入手できる情報に基づいた公正価値の見積りであり、日々のファンドの基準価額算出においては、影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することが困難となります。加えて、未上場株式等は各銘柄の価格が各企業の個別要因やイベント(デフォルト・上場・M&A等)によって大きく変動し、上場企業の株式とは値動きの方向性や変動率が大きく異なる場合があると考えられます。これらに伴い、結果としてファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被る可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

■**クーリング・オフ:**ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■**流動性リスク:**ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要がある場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

2. 投資リスク

■**集中投資の可能性:**投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資するファンドと比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

■**カントリー・リスク:**投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

■**未上場株式等への投資に関するその他の留意点:**

- ・未上場企業への投資には特有のリスクが存在します。一般に倒産や財務不安定性などのリスクや不確実性が高く、投資資金が回収できない場合にはファンドの基準価額に悪影響を及ぼします。

- ・未上場株式等の評価頻度は上場株式と異なるため、更新時にはファンドの基準価額に大きく影響することがあります。また、財務諸表と運用報告書の数値は会計基準の違いにより異なる場合があります。

- ・未上場株式等の組入比率が低い期間または組入れていない期間においては、運用方針で定める比率の範囲内で組入れた場合に期待される投資効果を得られない場合があります。また、未上場株式等の評価頻度は上場株式と異なるため、上場株式市場の上昇局面においては、短期的に期待される投資効果が得られない場合があります。

■**デリバティブ(派生商品)に関する留意点:**ファンドは、ヘッジ目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

■**ベンチマークに関する留意点:**ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

■**分配金に関する留意点:**分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

■**購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点:**金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等)、流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるとき、また未上場株式等の投資比率が運用方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合や未上場株式等の価値に影響する事象等を認識し、ファンドの基準価額への影響が大きいと判断した場合には、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

※「投資リスク」について、2025年7月16日より未上場株式等への投資に関する記載が追加となります。

2. 投資リスク

リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

運用リスク管理部門

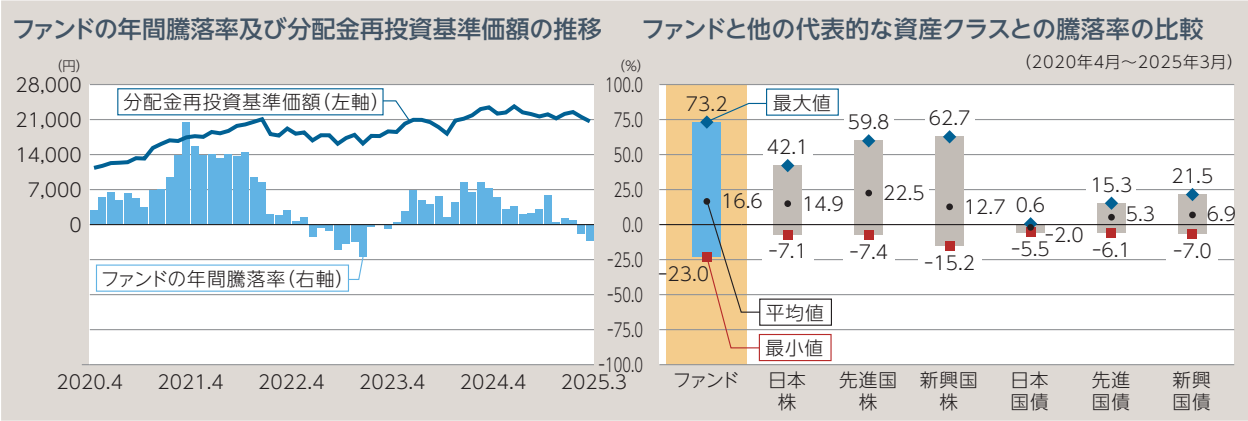
流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

2. 投資リスク

(参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2020年4月～2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2020年4月～2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバースファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。 J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

3. 運用実績

(2025年3月31日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	20,638円
純資産総額	142.5億円

分配の推移

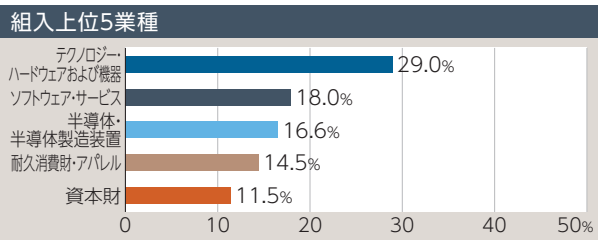
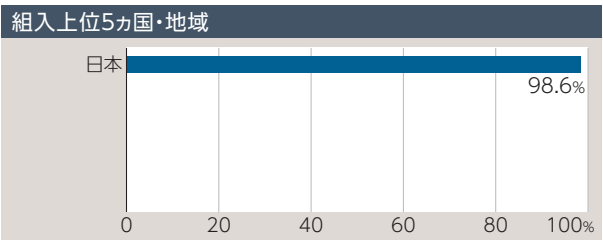
(1万口当たり/税引前)

決算期	分配金
2021年 2 月	0円
2022年 2 月	0円
2023年 2 月	0円
2024年 2 月	0円
2025年 2 月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

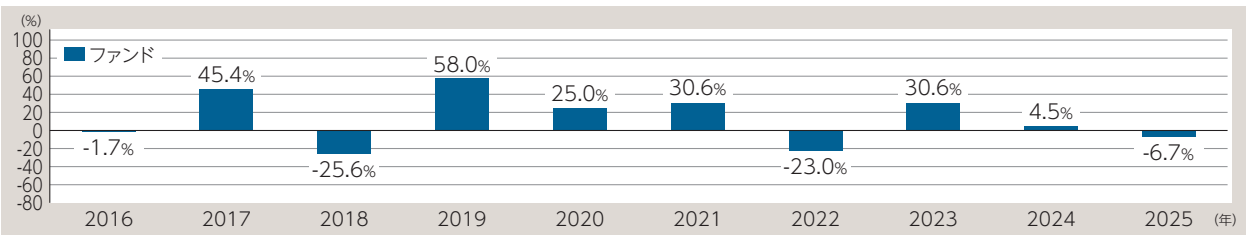
資産別組入状況	
株式	98.6%
現金・その他	1.4%

組入上位10銘柄				
	銘柄	国・地域	業種	比率
1	ソニーグループ	日本	耐久消費財・アパレル	14.5%
2	キーエンス	日本	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	11.9%
3	村田製作所	日本	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.3%
4	東京エレクトロン	日本	半導体・半導体製造装置	7.1%
5	富士通	日本	ソフトウェア・サービス	7.1%
6	日本電気	日本	ソフトウェア・サービス	6.0%
7	アドバンテスト	日本	半導体・半導体製造装置	5.9%
8	富士フイルムホールディングス	日本	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.3%
9	ルネサスエレクトロニクス	日本	半導体・半導体製造装置	3.5%
10	ダイワフ	日本	資本財	3.3%



※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
※国・地域は発行国・地域を表示しています。
※業種はMSCI/S&P GICS*に準じて表示しています。
※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード・プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準 (Global Industry Classification Standard=GICS) です。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
※2025年は年初以降3月末までの実績となります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年5月17日から2026年5月18日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるとき、また未上場株式等の投資比率が運用方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合や未上場株式等の価値に影響する事象等を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合には、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。 ※2025年7月16日より未上場株式等への投資に関する記載が追加となります。
信託期間	原則として無期限(1999年11月19日設定)
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年2月20日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎年2月のファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用があります。なお、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2025年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	3.30% (税抜3.00%) を上限 として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。	商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年1.65% (税抜1.50%) の率を乗じた額が運用管理費用 (信託報酬) として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。	
	運用管理費用 (信託報酬) の配分 (年率/税抜)	
	ファンドの純資産総額に対して	1.50%
	委託会社	0.70%
	販売会社	0.70%
	受託会社	0.10%
その他費用・手数料	組入資産の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。	
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10% (税込) を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「(参考情報) ファンドの総経費率」をご参照ください。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2025年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

4. 手続・手数料等

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・テクノロジー厳選 株式ファンド	1.68%	1.65%	0.03%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間は2024年2月21日～2025年2月20日です。
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

指数について

- FTSEジャパン・インフォメーション・テクノロジー・アンド・FTSEジャパン・エレクトリカル・イクイップメント・ウィズ・モディファイド・キャップ・ウェイトイング・インデックスとは、FTSEワールド・インデックスにおいて日本の情報テクノロジーセクターまたは電気機器セクターに分類される企業のパフォーマンスを計測するための調整時価総額加重指数です。

- フィデリティ・テクノロジー厳選株式ファンド(以下「ファンド」)は、フィデリティ投信株式会社のファンドです。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ会社(以下総称して「LSE グループ」)は、いかなる形においても、ファンドとの関係を有さず、またスポンサー、保証、販売もしくは販売促進を行うものではありません。FTSE Russellは、特定のLSEグループ会社の取引名です。

本インデックスにかかるすべての権利は、インデックスを保有する該当LSEグループ会社に帰属します。「FTSE®」は、該当するLSEグループ会社の商標であり、ライセンス契約に基づき、他のあらゆるLSEグループ会社が使用します。本インデックスは、FTSE International Limitedまたはその関連会社、代理人もしくはパートナーによって、またはこれらからの委託を受けて算出されています。LSEグループは、(a)本インデックスの使用、本インデックスへの依拠もしくは本インデックスの誤り、または(b)ファンドへの投資もしくはその運用から生じる、いかなる者に対する責任も負うものではありません。LSEグループは、ファンドから得られる結果、またはフィデリティ投信株式会社による提供の目的に対する本インデックスの適切性のいずれについても、主張、予想、保証、表明を行わないものとします。

